一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字八槻字八ツ脇九四、九六の一、九七、一〇〇の二、一四五、一四六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町下泉字大下リ一一〇三の一、一一〇五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大下リ一一〇三の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市下野部字寺ケ谷一六九五、一七五二の二、字ニチライ一七五一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺ケ谷一六九五・一七五二の二・字ニチライ一七五一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町戸河内三二三一の四、三二三六の二から三二三六の五まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市宮原字熊井屺口四八六の一六から四八六の一九まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南相馬市原町区雫字北**迫**田一六七の一から一六七の三まで（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字犬這一四四（国有林）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字狐ケ城一三九二六の一
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市金沢字坂津山分六八三の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷二四九一の二二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷二四九一の二三、二四九一の二四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字岩野字小川内一五一〇の八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町樅木字樅木一一三の六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため